県営土地改良事業の換地処分 (秋田地域振興局農林部).....

. 8

6

平成十五年七月二十五日

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定 (平

8

8

土地改良区の定款変更の認可 (鹿角地域振興局農林部)

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (九四)......

12

特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (管財課)四件.

選挙管理委員会告示

鹿地域振興局農林部).....

報

秋

毎週火・金曜日発行

秋
田

道路区域の変更 (五九六、五九七・道路環境課) 大規模小売店舗の新設に関し述べた意見 (五九五・商工業振興課) 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出 (五九四・商工業振興 保安林予定森林の指定通知 (五九一、五九二・森林整備課) 板屋五騎地域農用地土壌汚染対策計画の策定 (五九〇・水田総合利用課).......2 鳥獣保護区等の指定のための公聴会 (五八九・自然保護課) 2 結核予防法による医療機関の指定 (五八八・秋田中央保健所) 1 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 (五八七・秋田中央保健所) 1 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定 (五九三・秋田地域振興局 目 次 4 ページ . 3 3

個人演説会を開催することができる施設の指定解除 (九六)......

13 12 12

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (九五)

公職選挙執行規程の一部を改正する規程 (九七、九八)

内水面漁場管理委員会告示

漁業権免許切替に伴う免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催 (二)

13

指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、

秋田県告示第五百八十七号

告

示

百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示す

次の

平成十五年七月二十五日

岩見三内クリニ 称 河辺郡河辺町三内字外川原百十 所 在 地 辞 退 年 月

日

秋田県知事

寺

田

典

城

名

秋田県告示第五百八十八号

ック

五番地

平成十五年六月三十日

第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、 とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次の 告示する。

秋田県知事 寺 田 典 城

岩見三内クリー	名
クリニ	称
五番地河辺町三	所
一	在
内字外川原百十	地
平成十五年七月一日	指定年月日

秋田県告示第五百八十九号

する。 施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、告示 条第六項及び同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定に より、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十八

平成十五年七月二十五日

公聴会の日時、場所及び案件

秋田県知事 寺 田 典 城

七滝鳥獣保護区特別保護地区の指定	仙北郡六郷町六郷	平成十五年八月
和賀岳鳥獣保護区の指定について	議室 場三階第四・五会 番地 田沢湖町役 保内字宮の後三十 仙北郡田沢湖町生	時二十二日午前十平成十五年八月
の指定について大館長根山鳥獣保護区特別保護地区	二階第一会議室番地 大館市役所大館市字中城二十	時二十一日午後三平成十五年八月
定について 障場岱鳥獣保護区特別保護地区の指	館太平湖の間 地域振興局職員会 番地一号 北秋田 巣字東中岱七十六 北秋田郡鷹巣町鷹	時二十一日午後一平成十五年八月
定について 素波里鳥獣保護区特別保護地区の指	修室が大きない。 おり できる かんり かん 一番 という かん 一二階 研 おいっかい かん 一二階 研 おいっかい かん	時二十一日午前十年八月
案	場所	日時

Ξ 公聴会開催に関する問い合わせ先 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課 (〇一八

八六〇

一六

秋田県告示第五百九十号

条第六項の規定に基づき、その概要を次のとおり公告する。 第一項の規定により、板屋五騎地域に係る農用地土壌汚染対策計画を定めたので、同 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)第五条

平成十五年七月二十五日

本方針 る農用地についての利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に関する基 示第百七十八号) に掲げる区域をいう。以下「対策地域」という。) の区域内にあ 農用地土壌汚染対策地域 (農用地土壌汚染対策地域の指定 (平成十四年秋田県告 秋田県知事 寺 田 城

地は水田として利用する。 ハ・五四ヘクタールの対策地域のうち、すべてを農用地として利用し、当該農用

- | 対策地域の区域内にある農用地に係る事業に関する事項
- 事業の実施地域 対策地域とする。
- 事業の内容
- 汚染を防止するための事業

再汚染を防止するため、用水路及び排水路をコンクリート製品により舗装す

汚染を除去するための事業

ァ 上乗せ客土工法により、非汚染土二十センチメートル厚を客土する。

復旧

方式は、原状回復方式を採用する。

事業費の概算 二億八千八百七十五万円

けい酸石灰、よう成りん肥及び有機質資材を施用する。

事業の実施者 秋田県

三 対策地域の区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査測 定に関する事項 調査測定地点の所在地 仙北郡協和町板屋五騎

二十二日午後二 | 字上町二十一番地 時 議室 六郷町役場第三会 について 平成十五年七月二十五日

(二)

秋田県告示第五百九十一号

調査測定者

秋田県

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定に基づき、告示する。 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、

平成十五年七月二十五日

保安林予定森林の所在場所 山本郡八森町字八森山・字平沢・字真瀬沢(以上三字国有林。次の図に示す部分

秋田県知事

寺 田

典

城

(4)(3)

指定の目的 水源のかん養

指定施業要件 立木の伐採の方法

次の森林については、立木の伐採を禁止する。 字八森山・字平沢・字真瀬沢(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。

次の森林については、主伐は、択伐による。 字八森山・字真瀬沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。

4 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

秋

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡八森町役場に備え置いて縦覧に供 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を農林水産部

秋田県告示第五百九十二号

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定に基づき、告示する。 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、 森林法

秋田県知事 寺 田 典 城

保安林予定森林の所在場所

す部分に限る。) 山本郡琴丘町上岩川字大荒沢・字滝ノ沢・字杉沢 (以上三字国有林。次の図に示

指定の目的

指定施業要件

立木の伐採の方法

森林法

次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字大荒沢・字滝ノ沢・字杉沢(以上三字国有林。 次の図に示す部分に限る。

次の森林については、主伐は、択伐による。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 字大荒沢・字滝ノ沢・字杉沢(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

す る。 森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡琴丘町役場に備え置いて縦覧に供 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を農林水産部

秋田県告示第五百九十三号

四項の規定に基づき、公告し、 藤忠右衛門からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、 十六号)第六条第一項の規定により、五城目町中津又地区入会林野整備組合代表者伊 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二 次のとおり縦覧に供する。 同条第

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請年月日 平成十五年七月八日

縦覧に供すべき書類の名称 五城目町中津又地区入会林野整備計画書の写し

縦覧期間 平成十五年七月二十八日から同年八月二十六日まで

縦覧場所 秋田地域振興局農林部農林企画課及び五城目町役場

四三

秋田県告示第五百九十四号

五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する! 規模小売店舗の変更に関する届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、大 同条第三項において準用する同法第

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ 秋

城

四 県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。 (五) (四) 、関係書類の縦覧場所及び期間 届出年月日 平成十五年七月二十五日 道路の種類 平成十五年七月十一日 届出事項の概要 道路の区域 秋田市山王四丁目一番一号 意見書の提出先 (平成十五年七月二十五日から同年十一月二十五日まで 縦覧期間 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 縦覧場所 変更する理由 平成十五年七月二十一日 変更しようとする事項 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 琴丘町役場 消費者の利便性のため 変更する年月日 琴丘ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 山本郡琴丘町鹿渡字浜村下七十五番外 来客が駐車場を利用することができる時間帯 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 マックスバリュ東北株式会社 変更後 二十四時間営業 変更前 変更前 変更後 二十四時間 旧新別 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで 企画課 開店時刻 午前九時 路 秋田県産業経済労働部商工業振興課 線 閉店時刻 名 反 翌日の午前零時 秋田県知事 田 悦 X 生 寺 田 典 城 兀 Ξ り道路の区域を変更する。 いての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類 規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ 秋田県告示第五百九十六号 を縦覧に供する。 秋田県告示第五百九十五号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により、大 県の意見 意見書に添付する書面に記載すべき事項 関係書類の縦覧場所及び期間 意見を述べた日 平成十五年七月二十五日 平成十五年七月二十五日 平成十五年七月十六日 意見なし 秋田市泉北二丁目二十八番一外 ジェイマルエー 泉店 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成十五年七月二十五日から同年八月二十五日まで 縦覧期間 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 縦覧場所 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 意見を述べる者の氏名及び住所 秋田市役所 意見を述べる理由 間 商業観光課 敷地の幅員 (メートル) 秋田県知事 秋田県知事 延長 (キロメートル) 寺 寺 田 田 次のとお 典 典

城

道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

 $\overline{\times}$

間

敷地の幅員 (メートル)

延長 (キロメートル)

旧

森岳鹿渡線

山本郡山本町森岳字街道東六二番一一地先から六五番二地先まで

秋田県告示第五百九十七号

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

期間 平成十五年七月二十五日から同年八月七日まで

場 所 建設交通部道路環境課

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 平成十五年七月二十五日 次のとお

秋田県知事 寺 田 典 城

この表において「A」及び「B」とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県

道

新

森岳鹿渡線

Α

で
・
の本郡山本町森岳字街道東六二番ーー地先から六五番二地先ま
・
の本郡山本町森岳字街道東六二番ーー地先から六五番二地先ま

В

"

10.四0~二八.00

〇・一八六

八.00~二.八0

O·一八六

八.00~二.八0

〇・一八六

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十五年七月二十五日から同年八月七日まで

秋田県告示第五百九十八号

で、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 |月五日付け指令平建 | 八百十九 | 六で許可した開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により平成十五年

平成十五年七月二十五日

秋田県知事

寺

田

典

城

開発許可を受けた者の住所及び氏名

平鹿郡十文字町十文字新田字本町五番地

有限会社 県南地所

代表取締役 高 橋 健

開発区域に含まれる地域の名称

平鹿郡十文字町仁井田字大道北六番十、十一番、 十二番、十三番二、十八番二、

5

Ξ

兀

主たる事務所の所在地

幸 雄 十九番、二十番、百四番、百五番、及び十文字新田字羽場大道東四十四番六

公

告

同条第二項の規定に基づき、公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、

秋田県知事

寺

田

典

城

平成十五年七月二十五日

平成十五年七月七日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 特定非営利活動法人 ドリームホープなかよし

五 定款に記載された目的 能代市浅内字清水下一番地五

秋

る社会の実現を図るため、その自立支援や精神障害者、 社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。 る活動、及び精神障害者、 の家族の暮らしやすい町づくりを実現するために保健、医療又は、 この法人は、精神障害者、身体障害者、高齢者が、地域で自立して生活してい 高齢者への理解の啓発などに関する事業を行い、 身体障害者、高齢者と、そ 福祉の増進を図 地域と

項の規定に基づき、公告する。 づの土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、か

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

平成十五年七月二十五日

鹿角市花輪字八幡館三番地二

11 花輪字高市八十番地 八幡平字下田表二十四番地 八幡平字横手一番地二

> 保 冨 義雄

田 正

斉 小 髙 安 舘 三司

良

花輪字八幡館三番地二

字堂の前十七番地 字下田表二十四番地 字長牛八十八番地

尾去沢字下モ平三十七番地 花輪字高市向三十四番地一 花輪字下夕町百十二番地一 十和田末広字八幡平三十二番地四 八幡平字堂の前十七番地 十和田末広字八幡平八十九番地 八幡平字中川十二番地 十和田錦木字室田十九番地二 字小豆沢八十番地 字タタラ二十九番地

就任理事の住所及び氏名 花輪字高市百七番地二 花輪字用野目三十一番地 十和田錦木字五軒屋七十二番地 十和田錦木字浜田二十六番地 字小米二十二番地九

鹿角市花輪字囲田十二番地 十和田錦木字五軒屋七十二番地 十和田末広字八幡平三十二番地四 字高市向三十四番地 字堰向八十三番地 字高市百七番地二 字狐平五十四番地 字八幡平八十九番地 字浜田二十六番地

佐々木 髙阿佐田高安村米小石高木 斉 根齋 冏 本 田 部 万寿男 日出男 良松良長正秀勇信克 恒 与 義 雄 悦 一 康 哉 郎 己助

八幡平字谷内上田表十一番地

字室田十九番地二

字長内古館一番地 字小豆沢八十番地 字横手一番地二

> 佐々木 木小田工高斉高佐米阿安 村齋 保 部 与 信征克完正勇新正恒善 明哉蔵郎助衛則

鹿角市八幡平字松舘七十四番地一

の土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年七月十六日認可したの 兀 Ξ の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定に基づき、公告する。 平成十五年七月二十五日 退任監事の住所及び氏名 鹿角市八幡平字谷内百三十七番地 就任監事の住所及び氏名 鹿角市八幡平字谷内百三十七番地 鹿角市花輪字小米二十二番地九 花輪字沢小路三十番地 花輪字沢小路三十番地 十和田大湯字前川原二十九番地二 十和田大湯字前川原二十九番地二 字高市八十番地一 秋田県知事 寺 泉松阿 泉松阿 小 木 田 宮部 宮部 舘 村 澤 典 和 洋 洋 和 富 かづ 城 豊恒右 豊恒右 司 雄 (三) (\Box) 能代市坂形字堂ノ後百五十四番地 就任理事の住所及び氏名 山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城三十五番地 退任監事の住所及び氏名 能代市比八田字八幡下三十八番地 能代市磐字栗山二十八番地一 山本郡峰浜村内荒巻字家ノ上四十四番地二 能代市坂形字鳥形十八番地 山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城二十七番地 能代市坂形字堂ノ後百三十六番地 能代市外荒巻字北山ノ上一番地 山本郡峰浜村石川字稲子沢七十五番地 比八田字八幡下四十六番地 竹生字竹生九十七番地 比八田字八幡下三十五番地 外荒巻字北山ノ上十二番地 磐字銭ヶ台二十番地 竹生字竹生百七番地 坂形字堂ノ後百四十七番地

の規定に基づき、公告する。 平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

能代北部土地改良区

退任理事の住所及び氏名

能代市竹生字竹生百八十一番地

坂形字鳥形十八番地 磐字栗山二十八番地の

山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城二十七番地 能代市坂形字堂ノ後百三十六番地

鈴 本 工 福 木 村 大 小 永 神 鈴 士 村 上 谷 栗 井 馬 木

忠 正

能代市字大曲百四番地 退任理事の住所及び氏名

外割田字宅地二十七番地一

久

多 藤

能代市坂形字堂ノ後百四十七番地 山本郡峰浜村内荒巻字家ノ上四十一番地 能代市字田子向八十番地の五

山本郡峰浜村石川字稲子沢七十五番地

磐字銭ヶ台二十番地 竹生字竹生九十七番地

耕弘富 一美夫紀正進弘春実幸一

> (四) 能代市竹生字竹生百八十七番地 就任監事の住所及び氏名 山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城三十五番地

山本郡琴丘町鹿渡土地改良区 能代市東土地改良区 退任理事の住所及び氏名 山本郡琴丘町上岩川字小新沢六十一番地

坂形字堂ノ後百四十四番地

字鶴形四十七番地二 常盤字町辺七十七番地 字戸草沢五番地九

字東面二番地

竹生字竹生百八十七番地 佐 佐 福 工 大 本 村 小 神 鈴 々 木 藤 士 藤 谷 多 上 栗 馬 木 永 鈴 佐 木 佐 鈴 藤 井 木 藤 木 耕正順久 忠金 正貞 儀 満 栄

山小渡若斉小 林辺松藤 林昭 健長 冨 - 雄博悦幸

I 藤 正 吉

佐永佐 井 盛儀栄 光 博

博彦 一

正弘一悦一紀勝弘雄進春幸

佐々木

吉兵エ

佐

勝 男

(=)就任理事の住所及び氏名 能代市槐字四日市二十五番地一 能代市字大曲百四番地 山谷十二番地 外割田字宅地二十七番地 魔面十一番地 舛 佐 佐 藤 藤 富美男 孫太郎

常盤字町辺七十七番地 字戸草沢五番地九

鶴形四十七番地二 母体字小沢口百七十四番地 扇田字四ツ屋十四番地

字鵜鳥川原百十二番地二

槐字四日市五番地

東面二番地 久喜沢字久喜沢十番地五

桧山字新田家ノ前八十七番地

能代市常盤字町辺九十二番地 退任監事の住所及び氏名 常盤字魔面十一番地

(三)

就任監事の住所及び氏名

(四)

能代市字町後三十一番地七 朴瀬字登家場六十九番地

常盤字山谷十二番地

字田中谷地三十九番地 桧山字桧山町百五十五番地

秋

佐山 小 渡飯幸 部 孫太郎 忠 雄 崇

いて準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。 したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第十項にお 平成十五年七月十七日県営土地改良事業 (浜井川地区ほ場整備事業) の換地処分を 平成十五年七月二十五日

改良事業)の施行について、平成十五年七月十七日認可したので、同条第十一項の規 手市中央土地改良区から申請があった新たな土地改良事業 (桜沢地区県単小規模土地 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、横

定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十五日

誠

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭

秋田県知事

寺

田

典

城

秋田県知事

寺

田

典

城

平成十五年七月二十五日

辺 博 悦 幸

藤坂 範

八札に付する事項

小戸佐飯渡若斉 雄

> 購入物品の仕様等 MPLSエッジルータ 購入物品の名称及び数量

一式

入札説明書及び仕様書による。

矢田部 本 庄太郎

正 徳 昌

I

Щ 誠

(三) (四) 平成十五年九月十九日 (金) 納入期限 納入場所 秋田県工業技術センター

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 MPLSエッジルータ 一式 平成十五年八月ころ

一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

坂 坂

雄

富士雄

(六)

平成十五年五月三十日 (金)

八札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

((2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格())2の資格に係る申請())))))

三 契約条項を示す場所等

秋田県知事

寺

田

典

城

(=)郵便番号〇一〇 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 八六〇 二七三八)

8

規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十五日(金)から同年八月十八日 (月) までの期間、 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十五日 (月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五

入札保証金

までに規定するところによる。

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

契約手続において使用する言語及び通貨

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 入札の方法 日本語及び日本国通貨 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる 入札の無効

落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

により決定する。

契約書作成の要否

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

その他

詳細は、 入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity 으 item ರ be purchased: MPLS Edge Router

Time-limit of tender: 11:00 A.M. 25 August, 2003

> prefecture 010-8570 , Japan Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau 팯 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 (昭

和

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典

城

入札に付する事項

購入物品の名称及び数量

胃部撮影検診車 一 台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月一日 (月)

納入場所

消費税及び地方消

秋田県総合保健事業団

八札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三八

入札説明書及び仕様書の交付方法

規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十五日 (金) から同年九月二日 (火) 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

(三) までの期間、 入札執行の日時及び場所 随時交付する。

五 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条 人札保証金 秋田県庁地下一階管財課入札室 平成十五年九月十一日 (木)午後一時三十分

六 その他

までに規定するところによる。

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 落札決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

(四)

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

契約書作成の要否

秋

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(七) その他

詳細は、 入札説明書による

七 概要

Summary

Examination Clinical Car Nature and quantity of item ರ б purchased: 1 Stomach X-Ray

Time-limit of tender: 1:30 P.M. 11 September, 2003

prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738 Treasury , Akita Prefectural Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau Government , 4 - 1 - 1 Sanno , Akita City, Akita 으

> 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典

城

人札に付する事項

胸部X線撮影検診車 購入物品の名称及び数量 一 台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十六年三月一日 (月)

(四) 納入場所

秋田県総合保健事業団

人札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

| 12の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格(1)2の資格に係る申請 審査申請書を三一に掲げる場所へ平成十五年八月二十九日(金)までに提出する((

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

までの期間、 規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十五日 (金) から同年九月二日 (火) 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十五年九月十一日 (木)午後| 秋田県庁地下一階管財課入札室

五

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

までに規定するところによる。

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ により決定する。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

契約書作成の要否

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

その他

秋

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased: X-Ray Van for

Mass

Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau

平成十五年七月二十五日

Chest Examination 1 Vehicle

Time-limit of tender: 2:00 P.M. 11 September, 2003

prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738 Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita <u></u>

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

購入物品の名称及び数量

乳房検診車

購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十六年三月十二日(金)

納入場所

秋田県総合保健事業団

八札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

審査申請書を三一に掲げる場所へ平成十五年八月二十九日(金)までに提出する(一2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格(一)2の資格に係る申請(1)13)当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。(3)当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

までの期間、 規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十五日 (金)から同年九月二日 (火) 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十五年九月十一日 (木)午後二時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

六 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(=)入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

契約書作成の要否

要

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、 入札説明書及び仕様書

その他

詳細は、 入札説明書による。

七 概要

Summary

秋

Examination Nature and Car quantity 으 item ರ be purchased: 1 Mammography

- Time-limit of tender: 2:30 P.M. 11 September, 2003
- prefecture 010-8570, Japan Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau 뒫 018-860-2738 City, Akita 으

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第九十四号

の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条

次のとおりである。

平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

五十分の一の数 一九、三四

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 二七、 八四五

秋選管告示第九十五号

数

選挙権を有する者の総数の三分の一の数、その総数が四十万を超える場合にあっては、 して得た数)は、 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条の規定による選挙区における 次のとおりである。

平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

選挙区別 秋田市 八四

横手市 能代市 四 Ó 九一〇 七四七

本荘市 大館市 <u>_</u> Ń _ 五 五 <u>_</u> <u>_</u> <u>_</u>

男鹿市 湯沢市 大曲市 _ 〇 九 六七二 四四九 三八六

鹿角市鹿角郡 北秋田郡 ź 八 七〇四 三六

山本郡 南秋田郡 = 九 四五 九一五

河辺郡 由利郡 $\stackrel{\circ}{=}$ Ą 九五〇 二四七

平鹿郡 仙北郡 五七九

秋選管告示第九十六号

ಶ್ಠ

委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。 人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨西仙北町選挙管理 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個 平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

的研修センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設の名称 施設の所在
野台 平成十五年七月十四日	地指定解除年月日

秋選管告示第九十七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規定をここに公布する。 平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

公職選挙執行規程の一部を改正する規程 堯

別表第二中 公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、 永沢病院 次のように改正す

秋

削る。

能代市畠町十三番十七号

を

堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規定をここに公布する 平成十五年七月二十五日

秋選管告示第九十八号

この規程は、

公布の日から施行する。

附

則

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程 (昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、 次のように改正す

別表第二中 能代循環器科病院 能代市通町一番二十三号

を

削る。

附 則

この規程は、 公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第二号

り開催する。 第一号の漁業権免許切替えに伴う免許の内容等の事前決定に関する公聴会を次のとお 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、

平成十五年七月二十五日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊 藤

彊

開催日時 平成十五年八月十八日 (月) 午後一時から二時まで

開催場所 青森県上北郡十和田湖町奥瀬 十和田湖小学校

議題 農内共第一号漁業権免許に係る公聴会

公述者の範囲

Ξ

兀 漁業権者

入漁権者

漁業権漁業の経営者

その他利害関係のある者 漁業協同組合関係者

五 免許の内容等

免許の内容たるべき事項

漁業種類 第五種共同漁業

漁業の名称 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで ひめます さくらます (陸封型) こ

ふな

えび漁業

漁場の位置 漁場の区域 青森県上北郡十和田湖町及び秋田県鹿角郡小坂町 十和田湖全面及び奥入瀬川 (子の口から銚子滝まで)の区域

免許予定日 平成十六年一月一日

申請期間 平成十五年十月一日から同月二十日まで

関係地区 秋田県鹿角郡小坂町

四三

青森県上北郡十和田湖町

誤

正

購読料金

一月三千五百円

印

刷

者

2100 古紙配合率100%

秋田市山王四丁目一番一号